

石 業 務 第 482 号
平成 25 年 10 月 31 日

石狩市水道事業運営委員会
会長 小笠原 紘一 様

石狩市長 田岡 克介

石狩市水道料金等の改定について（諮問）

下記案件について、石狩市水道事業運営委員会条例（平成 5 年条例第 10 号）第 2 条の規定に基づき諮問致します。

記

諮問案件 ： 石狩市水道料金等の改定について

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）」の施行に伴い、平成 26 年 4 月 1 日から消費税及び地方消費税の率がそれぞれ引き上げられ、合計 8 パーセントとなることから、石狩市水道事業給水条例（昭和 48 年条例第 1 号）に定める水道料金等に乗じる率について、「100 分の 105」とあるものを「100 分の 108」に、「105 分の 100」とあるものを「108 分の 100」にそれぞれ改正することが必要となりましたので諮問します。